

## 【改正土壤汚染対策法が全面施行へ】

環境省は1月28日、**改正土壤汚染対策法の第2段階施行(全面施行)**に向けて、3種類の改正省令を公布しました。**施行は4月1日**となっております。

今回の改正は、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大などの措置が講じられた、土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行に伴い、同改正法の施行に必要な省令事項等についての中央環境審議会の答申「今後の土壤汚染対策の在り方について(第2次答申)」(平成30年4月3日)を踏まえ、土地汚染状況調査の方法の項目などについて所要の規定の整備が行われました。また、28日から30日にかけて、その他関連省令及び告示の改正等が行われました。

### 【今回改正された省令】

#### ●土壤汚染対策法施行規則

#### ●汚染土壤に関する省令

#### ●土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令

(その他関連する政省令)

- 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準
- 大気有害物質の量の測定方法
- 汚水が地下に浸透することを防止するための措置
- 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準
- 土壤汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法
- 土壤汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壤溶出量調査に係る測定方法
- 土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法
- 土壤汚染対策法施行規則第六条第二項第一号及び第二号の規定に基づく環境大臣が定める土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法
- 負担能力に関する基準

**今回の改正内容は、かなり多岐にわたっております。**

**改正内容の詳細については、下記環境省HPにてご確認下さい。**

・平成31年1月28日 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び意見募集(パブリックコメント)の結果について」

<https://www.env.go.jp/press/106397.html>

・平成31年1月29日 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令等に係る環境大臣告示の公布及び意見募集(パブリックコメント)の結果について」

<https://www.env.go.jp/press/106398.html>

・平成31年1月30日 「土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する告示等の公布及び意見募集(パブリックコメント)の結果について」

<https://www.env.go.jp/press/106395.html>

◎ 株式会社 日立産機ドライブ・ソリューションズ

環境ビジネス事業部 営業本部 東京営業所  
東京都千代田区内神田1-1-14 日立鎌倉橋ビル6F 〒101-0047  
TEL : 03-5283-8881 FAX : 03-5283-8882  
HP : <http://www.hitachi-ies-ds.co.jp/>

【改正省令の主なポイント】

◆ **土壤汚染対策法施行規則**（リスクに応じた規制の合理化）

- ・調査義務が猶予されている土地の形質変更では、**900㎡未満は届け出の対象外**とする。
- ・**臨海部の工業専用地域は、人の健康に係る被害が生じる恐れのない土地**として扱う。

◆ **汚染土壤処理業に関する省令**

- ・自然由来等土壤の受け入れ処理の在り方が示された。

◆ **指定調査機関及び指定支援法人に関する省令**

- ・技術管理者が、他の者を監督する方法が明示された。

◆ **その他関連告示の内容**

- ・土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壤が、要措置区域内の帯水層に接する場合における、土地の形質の変更の施行方法の基準が定められた。（告示第5号）
- ・要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における、当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法が定められた。（告示第6号）
- ・特定有害物質の種類の見直し（下記）
- ・分析手順の明確化
  - 土壤ガス調査 ⇒ 混合標準ガス、加熱脱着装置の使用 など
  - 土壤溶出試験 ⇒ 風乾温度、検液作成方法（振とう方向）の見直し など

【分析項目の変更】（土壤溶出量調査及び地下水調査）

内容	改正前	改正後
特定有害物質の種類	シス-1,2ジクロロエチレン	<b>1,2-ジクロロエチレン</b> (シス体、トランス体の和)

※この内容については、土壤環境基準では改正されていませんのでご注意ください。

【土壤汚染状況調査 測定対象項目の変更】（分解生成物の明確化）

特定有害物質名	分解により生成するおそれのある物質
四塩化炭素	ジクロロメタン
1,1-ジクロロエチレン	クロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
テトラクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン
1,1,2-トリクロロエタン	クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン。1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン
トリクロロエチレン	クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン